

## 第7次 松山市総合計画審議会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

役職	氏名	所属等
会長	檀 裕也 <small>だん ゆうや</small>	松山大学 副学長
副会長	堀 利栄 <small>ほり りえ</small>	愛媛大学 大学院理工学研究科 教授
委員	井口 梓 <small>いぐち あずさ</small>	愛媛大学 社会共創学部 地域資源マネジメント学科 准教授
委員	岩田 和之 <small>いわた かずゆき</small>	松山大学 経済学部 経済学科 教授
委員	大石 紗己 <small>おおいし さき</small>	独立行政法人 国際協力機構 愛媛デスク 国際協力推進員
委員	影浦 紀子 <small>かげうら のりこ</small>	松山東雲女子大学 人文科学部 心理子ども学科 准教授
委員	倉本 逸男 <small>くらもと いつお</small>	公募
委員	坂谷 安遥 <small>さかたに やよい</small>	公募
委員	佐川 東輝枝 <small>さかわ とつきえ</small>	公益財団法人 えひめ女性財団 理事
委員	高岡 奈々葉 <small>たかおか ななは</small>	公募
委員	高須賀 大 <small>たかすか だい</small>	公募
委員	高田 名奈 <small>たかた なな</small>	株式会社日本政策投資銀行 松山事務所 副調査役
委員	高橋 祐二 <small>たかはし ゆうじ</small>	松山商工会議所 会頭
委員	竹下 浩子 <small>たけした ひろこ</small>	愛媛大学 教育学部 准教授
委員	武田 孝二 <small>たけだ こうじ</small>	全国農業協同組合連合会 愛媛県本部 副本部長
委員	橋本 俊晴 <small>はしもと としはる</small>	公募
委員	本田 元広 <small>ほんだ もとひろ</small>	公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団 理事長
委員	松村 暢彦 <small>まつむら のぶひこ</small>	愛媛大学 社会共創学部 環境デザイン学科 教授
委員	村岡 則子 <small>むらおか のりこ</small>	聖カタリナ大学 人間健康福祉学部 社会福祉学科 教授
委員	森脇 亮 <small>もりわき りょう</small>	松山市防災教育推進協議会 会長

## ○松山市総合計画策定条例（平成24年条例第5号）（抄）

（総合計画審議会への諮問）

第7条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、松山市総合計画審議会条例（昭和47年条例第32号）第1条に規定する松山市総合計画審議会に諮問するものとする。

## ○松山市総合計画審議会条例（昭和47年条例第32号）（抄）

（職務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、松山市総合計画に関する事項を審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。

（委員）

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。

3 前項の規定にかかわらず、委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長および副会長）

第5条 審議会に、会長および副会長各1名を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。